

令和元年度さぬき市障害者虐待防止等連携協議会会議 会議要旨（要約）

- 1 日 時 令和元年 9 月 20 日（金） 午前 1 0 時～午前 1 1 時 3 0 分
- 2 場 所 さぬき市役所福祉事務所 1 階 多目的ホール
- 3 出席者 [委 員] 多田委員、青木委員、古川委員、岩瀬委員、時岡委員、新開誠司、
福嶋委員、田灘委員、和泉委員、岡委員、林委員、間嶋
委員、渡部委員、間島委員（欠席者：3 名）
[事務局] 障害福祉課 藤井課長、岩見副主幹、山津社会福祉士
[傍 聴] 1 名

4 会議次第

開会

- ① 委嘱状交付、会長・副会長の選任
- ② 健康福祉部部長挨拶
- ③ 自己紹介
- ④ 議題
・虐待に関する相談・対応、虐待防止活動について
- ⑤ その他

閉会

5 配布資料

委員名簿

- 資料 1 障害者虐待に関する相談・対応状況、虐待防止活動について
- 資料 2 さぬき市障害者虐待防止等対策事業実施要綱
- 資料 3 平成 2 9 年度都道府県・市町村における障害者虐待事例への対応状況等
- 資料 4 平成 2 9 年度全国及び香川県における障害者虐待事例への対応状況等
- 資料 5 平成 3 0 年度使用者による障害者虐待の状況等の結果
- 資料 6 平成 2 9 年度「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果報告書

6 会議の内容は次のとおりである。

発言者	意見概要
(事務局)	ただ今から令和元年度さぬき市障害者虐待防止等連携協議会会議を開催いたします。
(事務局)	<p>本日は、構成員総数17名に対して出席者14名と【さぬき市障害者虐待防止等対策事業実施要領】第14条第2項の規定である構成員の出席が過半数を超えておりますので、本会議は成立していることを最初に報告いたしまして、会議を進行して参ります。</p> <p>今回は、新任期最初の会合となります。そのため、最初に構成委員の皆様に対し、委嘱状の伝達をさせて頂きたいと思っております。構成委員の方については、お名前を読み上げますので、その場で御起立願います。</p> <p>(各委員に委嘱状交付)</p>
(事務局)	<p>次に、さぬき市附属機関等の会議の委員の構成及び公開に関する指針の規定に基づきまして、さぬき市の会議は公開を原則とすることとし、附属機関等の会議冒頭で委員の了承を得て決定することとなっております。</p> <p>このことから、本会議については公開したいと考えますが、皆様の御承認をお願いいたします。</p>
(委員)	(異議なしの声)
(事務局)	<p>御異議が無いようなので、本会議は公開といたします。傍聴希望者の方、お入りください。続いて、さぬき市健康福祉部間島憲仁部長よりご挨拶を申し上げます。</p> <p>(部長あいさつ)</p>
(事務局)	<p>続きまして実施要綱第13条第4項の規定により、会長を選出して頂くこととなります。なお会長は、実施要領によりますと、構成員の皆様の中から互選で選出することとなっておりますが、いかがでしょうか。</p>
(委員)	<p>時岡様を推薦したいと思っておりますが、いかがでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
(事務局)	<p>時岡様を推薦するという声か挙がっておりますが、他に御意見はございませんでしょうか。</p>
(委員)	(拍手)
(事務局)	<p>それでは、時岡委員に会長をお願いしたいと思います。</p> <p>なお、同じく要綱第13条第5項により、副会長1名を会長の指名で選出しておくことが定められております。時岡会長、御指名をお願いいたします。</p>
(委員)	<p>それでは、副会長は和泉(可)委員をお願いしたいと思います。いか</p>

	がでしょうか。
(委 員)	はい、お受け致します。
(事務局)	それでは、お二人には席を移っていただきまして、改めて御挨拶をお願いいたします。お移り下さい。
	では、時岡会長、和泉副会長、御挨拶をお願いします。 (会長・副会長挨拶)
(事務局)	では、本日が最初の顔合わせとなりますので、皆様から一言、自己紹介を賜りたいと思います。会長の席を基点として反時計回りでお願いします。多田（隆）委員から順にお願いできればと思います。
(委 員)	(自己紹介)
(事務局)	それでは、以後の議事進行につきましては、実施要綱第14条第3項の規定により、会長が行うこととなっています。これよりの進行は時岡会長にお願いいたします。
(議 長)	それでは、議題に入りたいと思います。 障害者虐待相談・対応、虐待防止啓発活動報告についてという事で、資料の説明も含めて事務局の方からお願いしたいと思います。
(事務局)	(事務局より 資料2、資料3、資料4 について説明)
(議 長)	ただいまの説明について、質問等ございませんか。 よろしいですか。せっかくですので、色々な方が参加しておりますので、御意見頂きたいと思います。それではですね、実際に事業所で御苦労されております岡委員から施設での取り組み等お聞き出来ればと思います。
(岡委員)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所として年に2回の内部研修で虐待に特化した様々な研修 ・外部研修参加。職員が交代で年に2、3回参加 ・虐待に関する情報共有する為、帰ってから報告書を提出し、回覧 ・内部研修で、日々の業務を振り返り、周囲と共有。 ・外部からの視点、常識が非常識にならないように注意が必要。 ・研修生や実習生から率直な意見を聞く。 ・障害特性や障害に関する知識不足が原因で虐待が起こることが多い。 ・職員一人一人の知識向上やスキルアップを目指す。 ・不適切な関わりの延長線上に虐待があると考えている。
(議 長)	はい、ありがとうございました。事業所に対して虐待への取り組みは、かなりハードルを上げてお願いしています。そのおかげでさぬき市では、虐待は少なくなっていると思います。 養護者に関しては、後から市に説明して貰いますが、常に民生委員さん等に目をかけて頂いている家庭であればすぐに分かりますが、近所の世帯に障害者がいても、家の中で起こる出来事が把握できないことは多いです。

	皆様にもそういう形で虐待事案等は市行政へ届けて頂ければと思います。それでは、続いて事務局から市の状況と事例について説明を求めます
(事務局)	(事務局より 資料1、事例 について説明)
(議長)	ありがとうございました。それでは、質問等ございませんでしょうか。
	⇒【対象者の世帯状況や家族環境、事実発覚の経緯、対応等について質疑応答があった】
(議長)	他に何かご質問、または事務局から報告等ありませんでしょうか。
(事務局)	はい、ありません。
(議長)	まだ時間がありますので、今までの話の中で言っておきたいことなどありませんでしょうか。では、折角ですので、さぬき警察署から障害者虐待について何かございませんでしょうか。
(委員)	事例において重篤な結果が出た場合、結果論で世論から批判が出てきます。もし警察に相談していた場合、なぜ事件にしなかったのかと批判されます。警察として被害者の気持ちに寄り添って、証拠が不十分であっても事件化する方向で進めていこうでないかと警察は動いています。重大な事件があり、社会問題になっている児童虐待に対して児童相談所人員を強化する等の対応をしたが、後手に回るような風潮があります。一つ一つ重きをもって、対応していく必要があると感じています。
(議長)	他にございませんでしょうか。病院の方は何かございませんでしょうか。
(委員)	障害者虐待は過去にあったことは記憶しておりますが、最近はありません。児童虐待の通報はあります。
(議長)	そうですね、児童虐待は病院からの通報がよくあります。ただ障害者の場合、病院からの通報は無いです。警察からの通報が多いです。その点を踏まえて、東讃保健福祉事務所は何かありますか。
(委員)	<ul style="list-style-type: none"> ・直接的に取り扱った案件は無し。 ・本人も虐待と感じていないこともあります。やり取りの中で気になることがあれば、市町等に相談します。
(議長)	他にございませんか。さぬき市ハローワークはいかがでしょうか。
(委員)	昨年よりハローワークさぬきで障害者の担当をしています。自身が担当になってからは、関係機関等から一度も相談はありません。もしあった場合は体制に基づいて対応させていただくようになります。以上です。
(議長)	ありがとうございました。使用者による虐待については、平成30年度の統計が出ていると思いますので、また確認して頂ければと思います。
	後は、いかがでしょうか。折角の機会ですので、法務局からは何かございませんでしょうか。

(委員)	<p>法務局は、相談窓口を設けて、障害者の方から相談を受けております。知的や身体障害よりも精神障害の方が多いです。ほぼ毎日電話が掛かってくる方もいます。自分が希望していないのに、病院に入っているので出たいと欲しいとか、今処方されている薬が私には合わないから変えて欲しいとかという相談がありますが、対応できない内容については、県の窓口などに繋ぐ御案内をしています。今の所、暴言を受けている等の虐待の相談を受けたことはありません。</p>
(議長)	<p>ありがとうございました。後、何かございませんでしょうか。社協の方からも何かございませんでしょうか。</p>
(委員)	<ul style="list-style-type: none"> ・「香川おもいやりネットワーク事業」で総合相談窓口を設けている。 ・相談は、ワンストップで受ける仕組みをつくっている。 ・様々な相談が入ってくる中で、アセスメントを取る。 <p>その中で、もし虐待が見え隠れするような複合的な課題を抱える世帯があった場合は、本人の言葉だけでなく、態度や事実確認を適切に取りながら、行政に繋いでいき、連携を取っていきたいと考えております。</p>
(議長)	<p>はい、ありがとうございました。あとは民生委員さんの方で何かございませんでしょうか。</p>
(委員)	<p>やはり地域で一番の仕事は、見守りです。あの世帯が心配だなという声が民生委員の会でも話題に挙がります。そういった場合、一人では動かないで、必ず行政に繋ぎましようと言っています。その方が問題の解決もし易く、そのようにしております。</p>
(議長)	<p>ありがとうございます。その通りです。何かおかしいなと思ったら行政の窓口に行ってもらうのが一番だと思います。あと、他にございませんか。</p>
(委員)	<p>皆様の御意見は非常に参考になりました。ましましでも障害者支援をしていく中で、身体障害者支援をすることが一番多いですが、支援する中で、介護者が虐待とっていないケースも多いです。虐待防止法が施行された時に、虐待というものがどのようなもので、それに対する対応についてキチンと出たんですが、その中でこれは虐待ではないかと指摘されることもありました。特に重度の方は自分で訴えることはなかなか難しいので、支援していく中で、虐待をしているつもりはなくても、虐待になるのではないかと。そういう視点をもって支援をしていかないといけないと強く考えております。議長もおっしゃられたように、関係機関に通報していくことは重要だなと感じております。虐待をしている世帯を支援していくことは、非常に難しいと思います。その中で、このケースは虐待ケースなのではないかと判断し、行政へ通報し、受理してもらい、虐待なのか虐待でないのかについて判断を仰ぐことを相談支援員も支援経験を積んでいかないとス</p>

<p>(議 長)</p>	<p>キルアップしていかないと思います。虐待通報は非常に重要であると最近特に感じております。以上です。</p>
<p>(議 長)</p>	<p>ありがとうございました。行政の窓口の方は、大変だとは思いますが、相談を受けて、流れはちゃんとできていると思います。ただ虐待認定したから、虐待者は、犯罪者だという意識は持たないで下さい。虐待してしまうのは環境要因もあります。民間が虐待の対応は絶対に出来ませんので、虐待対応はできるのはあくまでも行政だけであるということを常に念頭に対応して頂きたいと思います。後、最後に、香川県の状況を説明したいと思います。実は、私が香川県の自立支援部会の権利擁護部会にも属しておりますので、資料をもとに簡単な説明を行ないたいと思います。</p>
<p>(議 長)</p>	<p>(議長より資料4についての説明)</p>
<p>(議 長)</p>	<p>その他で何かございませんか。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>特にありません。</p>
<p>(議 長)</p>	<p>それでは以上をもちまして会議を閉会いたします。 本日はありがとうございました。</p>